

「18 歳成人」を踏まえた学校教育のあり方の検討

Consideration of the state of the school education based on "18 year old adult"

鎌倉 博 KAMAKURA Hiroshi

1. 「18 歳成人」

成人年齢を 20 歳以下に引き下げる動きは世界の趨勢となっていた¹⁾。1989（平成元）年国連総会では、児童の権利に関する条約（以下子どもの権利条約と表記する）も採択された。

こうした事情を背景にして、日本国内でも成人年齢の引き下げが国会で議論されるようになった²⁾。本来成人年齢と選挙権引き下げ等は一体で行われるものと考えるが、当時の政治的状況³⁾を反映し、2015（平成 27）年にまず公職選挙法及び関連法案が改定された。そして 2018（平成 30）年に、18 歳以上を成人とする（以下「18 歳成人」と表記する）民法及び関連法案が成立した。

これにより、飲酒・喫煙・公営ギャンブル参加は引き続きできないものの、18 歳に達した者は各種公職選挙で投票する権利を獲得したとともに、親権に服することなく各種契約手続き、居住や進路の決定、資格の取得等が可能となった。今後裁判員裁判の裁判員に任用されていくこともあり得る。社会の進歩とともに児童・生徒の心身の成長の早さも進み、1951（昭和 26）年制定の児童憲章にある「社会の一員として重んぜられる」ことを認める動きは進んでいる。

しかし、「18 歳成人」に伴う措置として、少年法の改定による厳罰化⁴⁾、契約における親権の解除⁵⁾、養護を必要とする児童の保護も解除⁶⁾されてしまうことに関しての危惧も指摘されている。18 歳選挙権獲得後の国政選挙結果では、18 歳以上を加えても若者層がかえって投票率を押し下げてしまう結果ともなっている⁷⁾。

若者を社会的に保護もする制度を今後確立することを進めるとともに、高等学校以下教育（以下学校教育と略す）において、いかに「18 歳成人」にふさわしく育てる教育を積み上げていくのが問われていると考える。

2. 「18 歳成人」を踏まえた学校教育

民法で「18 歳成人」が定義されたのは 2018（平成 30）年、そして実際に適用されるのは本 2022（令和 4）年 4 月 1 日からである。

2018 年に「18 歳成人」が定義されて以降、学校教育ではこのことをどのように捉え、教育改善に活かそうとしているのであろうか。それを知る手掛かりを、民法改定前及びその後の学校教育に関わると思われる中央教育審議会（以下審議会と略す）の答申、2018（平

成 30) 年改定の高等学校学習指導要領、民法改定後の関連する文部科学省から各学校に送付されていく通知文書で見えていくことにする。

① 2016 (平成 28) 年 12 月 21 日「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」

現学習指導要領策定の指針とされた答申である。ここに注目した根拠は、公職選挙法が改定されたのが本答申の前年であったことから、審議会がこのことを把握していたのか、把握していた場合には学習指導要領改訂審議の際にどのように意識されていたのかを探るためである。

答申の p.5「子供たちの現状と課題」の 3 項目目に「選挙権年齢が引き下げられてから初の選挙となった第 24 回参議院議員通常選挙における 18 歳の投票率は若年層の中では高い割合となり、選挙を通じて社会づくりに関わっていくことへの関心の高さをうかがわせた。」との記述がある。こうした認識を受けてと思われるが、p.43 に「主権者として求められる資質・能力」として、「議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任をもって政治に参加しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つ」と位置付けられ、「18 歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている」と明記されている。

また、p.102「高等学校の基本姿勢」の 2 項目目に「選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会がより一層身近なものになっている」として、「社会に求められている資質能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められている」としている。

そうして、新たに公民科に必修科目としての「公共」を設置し、「現実社会の諸課題を、政治主体、経済主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行うことが適当」とする科目でもあると記述されていた。

さらに、「社会、歴史・地理、公民」を通しての「教科内容の見直し」として、p.137 には「主権者教育における重要な役割を担う教科として選挙権年齢の 18 歳への引下げに伴い財政や税、社会雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加 (中略) などを踏まえた教科内容の見直しを図ることが重要である」とも記述されている。

こうした記述を見る限りにおいては、「主権者教育」の名で「18 歳成人」としての育成課題は意識されていたものと考えられる。

② 2018 (平成 30) 年 3 月 31 日告示高等学校学習指導要領

2018 年は民法が改正された年である。加えて、①の答申を受けての高等学校学習指導要領 (以下指導要領と略す) の改定であることも踏まえて、「18 歳成人」に関わる記述を見

た。

端的に紹介されている「高等学校学習指導要領の改定のポイント」では、①の答申でp.102「高等学校の基本姿勢」の2項目目として紹介した文章がそのまま盛り込まれ、そのためにも「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」が必要であるとしている。具体的には、「教育内容の主な改善事項」の「その他の重要事項」の2項目目として「主権者教育、消費者教育、防災安全教育などの充実」として、1つ目には「政治参加の在り方」「財政及び租税」「社会保障」「職業選択」「労働問題」「仕事と生活の調和」「経済活動の活性化」「持続可能な開発の取り組み」を公民科で、2つ目には「多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み」を公民科や家庭科で、3つ目には「主体的なホームルーム活動、生徒会活動」を特別活動で充実させていくことが記載されている。①の答申を受け「18歳成人」の論議もより一層意識されて盛り込まれた内容になってきたと言える。

ただし、「主権者教育」と「消費者教育」及び「防災安全教育」を「18歳成人」にふさわしい知識及び技能としていることを見ると、公的役割の充実を通して現代的課題を乗り越え社会をよりよくしていくことを目指すことが本来の目的であるべき主権者教育と、指導要領の公民科に記載されている「自助、共助」、すなわち自己責任または身の回りの人々での助け合いで当面現代課題を乗り越えていくことになる「消費者教育」「防災安全教育」が並列されていることが気になる。また、「防災安全教育」に「我が国の領土等国土に関する指導の充実」も挙げている。「防災安全教育」に領土問題を挙げていることは、国土防衛の意識を高めていくこともまた「18歳成人」のあるべき姿に組み込んだものと考えられる。これらの内容は「18歳成人」像を巡って議論になる点であると考ええる。

③ 2018（平成30）年3月8日「第3期教育振興基本計画について（答申）」

「教育振興計画」とは、2006（平成18）に改定された教育基本法に示された理念の実現のために、2008（平成20）年を始点にして5年ごとに政府が策定している教育計画のことである。第3期は2018（平成28）年から2022（令和4）年度を対象としている。

本答申の「第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群」には21の具体目標が掲げられている。その中の「目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」に、「各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。」とある。その「各分野」としては「男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、食、地域防災・安全、海洋等」が例示されている。また、同「目標（2）豊かな心の育成」の内容の中では、「小・中・高等学校において」として「主権者教育」「消費者教育」「環境教育」の必要も明記されている。

また、先の「目標（10）」では、「18歳以上の者が投票や選挙運動ができるようになったことも踏まえ、（中略）学校のみならず、社会の中で（中略）地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。」ことも明記されている。

引き続き「主権者教育」「消費者教育」を重視するとともに、ここでは「男女共同参画」「人権」「食」「環境教育」の内容も加えてきている。現代的課題を踏まえた社会の主権者として「18歳成人」を育成していく視点で見れば、大事な視点を加えたものとする。一方でこれらを「心」の育成にとどめてよいのか、「課題解決を主体的に担う」観点は大事なもののそれを「地域」に限定した課題にしてしまってもよいのかも、また議論になる点であるとする。

さらに、「18歳」をキーワードにして「第1部 我が国における今後の教育政策の方向性」として見ると、重なるキーワードは「18歳時進学率」「18歳人口」だけであるのも気になる点である。本基本計画での「18歳」は、「18歳成人」としての関心よりも、大学進学対象としての18歳にあるという印象を受けてしまう。

④ 2021（令和3）年1月26日「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」

民法が「18歳成人」を定義して以降出された審議会答申であるとともに、表題にもある通り「令和の」教育の指針を意識して策定された答申である。次期学習指導要領改訂にも大きな影響を与えた答申であるとも言える。

ここでも、「18歳」「民法」「選挙権」をキーワードに検索してみると、「2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿」の項の中の義務教育の中で「社会への関心を高めるなど児童生徒に主権としての意識が育まれている」、高等学校教育の中で「選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられるなど、生徒が高等学校在学中に、主権者の一人としての自覚を深める」必要があることから、「社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一員として担う等、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力が身に付けられるよう」にすることが求められているという記述は見られた。

⑤ 2019（平成31）年3月28日「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）」

保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満になることを踏まえて、「18歳成人」に達する前の第2学年までに家庭科の「消費者教育」を、第2学年までに前倒しで行うよう指示した通知と言える。在学中に18歳に達する生徒が保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢から外れることの危惧を文部科学省自体が認め、早急に改善する必要があると感じての措置と言える。

⑥ 2019（令和元）年12月17日「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手続き等に関する留意事項について」

「関係団体との意見交換も踏まえて」とある「関係団体」は、学校現場を司る教育委員会や各学校校長会等の団体を指すものと推察される。すなわち2018年に「18歳成人」が定義されたことで、学校現場で起こった戸惑いが文部科学省に寄せられ、緊急に対応する必要が生じたのだと考えられる。「18歳成人」は親権に服する必要がなくなるため、生徒指導要録の「保護者」欄の記載、生徒自身が望む場合の退学・転学・留学・休学の手続き、授業料等費用の徴収先、生徒指導・進路指導での保護者の関わりが、学校側では切実な問題となっていたということである。これに関しては、18歳に達したとしても「社会的自立に対して支援をする必要がなくなるということの意味するものではない」との原則に立って対応するよう求めている。これらの考えは「消費者教育」における「契約」に関わる認識と共通するものとなる。

以上を見てくると、学校教育課程の編成において「18歳成人」に伴う新たな学習の提起が一定準備されてきていたと言える。しかし、①答申での「政治に参加しようとする国民を育成する」ことを「重要な一つ」として位置づけていた主権者教育を、②高等学校学習指導要領改訂時以降の文書では「消費者教育」、国土防衛への関心を含む「防災安全教育」と同列とされ、さらに高等学校学習指導要領改訂時の「その他の重要項目」に位置付けられてしまうほど、「18歳成人」=18歳主権者の見方を低下させてしまっている。こうした捉え方の変化により、極めて限定的な「成人」観になってしまっている。そのため十分な学校教育課程改善にはなっていないと考える。

また、⑥通知に見られるように、「18歳成人」は学校教育運営にも大きな影響を与えるものである故に、学校においても、当事者である生徒及び保護者にも戸惑いが生じることは充分想定される。よってその体制も伴って整備すべきと考えるが、現段階ではそれも充分であるとは言えない状況と考える。

3. 「18歳成人」にふさわしく育てる学校教育のあり方

では、「18歳成人」にふさわしく育てる学校教育のあり方とは、どのような内容と方法、体制であるべきなのであろうか。

学習の内容と方法で言えば、川合は「子どもの人格発達に対応した教材構成、指導の観点そのものが変わるべき」と主張していた⁸⁾。社会の進歩とともに児童・生徒の心身の発達のあり様も変化する。だからこそ川合は、学校教育において、「発達に対応した教材」(学習内容)とその「構成」(学習展開の計画)、加えて「指導の観点」(指導のあり方)の3つを考えていくことが大切であることを提起していたと言える(()内は筆者の捉えた解説)。

本稿においては、「社会生活を営む上で」に限定して、必要となるであろう「18歳成人」

にふさわしく育てる学校教育のあり方を提起してみたい。

(1) 政治参加と学校教育

18歳以上の者が選挙権を獲得したからこそ、選挙権を行使するための社会認識及び投票手続きの理解が一層重要となる。

「選挙権を行使するための投票手続きの理解」については、総務省と文部科学省とで共同作成した高校生向け冊子『子どもたちが拓く日本の未来』や、各自治体の選挙管理委員会等が行っている「出前授業」等の活用により、「模擬投票」を体験する学校が増えてきているようである⁹⁾。この体験学習は、生徒の社会問題を解決していくための間接参加能力を高めていくことになる。

しかし、問題は「選挙権を行使するための社会認識」を形成する学習が実質展開できているのかである。総合的な探究の時間はそれを可能としている科目である。なぜならば、第1目標(2)に「実社会や実生活と自己の関わりから問いを見いだし」とある上に、第2各学校において定める目標及び内容2内容(5)に「例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的課題に対応する横断的・総合的な課題」とあるからである。しかし、「現代的課題」を題材にした探究学習に取り組んでいる学校は半数以下である¹⁰⁾。また、社会科に関わる地理歴史や公民の学習では、大学進学率が高まる中での試験科目として社会的認識につながる学習が一定扱われていることになっているが、深く探究するというよりも淡々と学び、知識¹¹⁾を蓄えているに留まっていると言わざるを得ない状況である。

こうした状況の中で、生徒自身が社会問題を解決していくための直接参加能力を高めていく学習を重視していくことが大切であると考ええる。

1つ目には、日常生活や国内外で起こっている出来事に関心を向ける教育を行っていくべきである¹²⁾。中日新聞の投書欄の「次世代から」には、日常生活に関心を向けて児童・生徒自身が感じていることを文章化し投書したものが掲載されている。児童・生徒は決して社会の出来事に無関心ではない。投書をつぶさに見ていくと、社会科の授業、国語科の読み物教材、体験や活動、新聞やテレビ等の情報からなど契機は様々ではある。いずれにしても、教材や事例等との出会いのインパクトがまずは児童・生徒の心を動かし、それが関心となってより一層調べたり言葉化したりして発信していることが分かる。このことから、日常生活や国内外で起こっている出来事に関心が向くように、授業者が教育計画にある学習内容に補充教材を加えたり、生徒自身が持ち込んだ情報や体験談などを取り入れたりして、一層関心が向くように授業展開・指導を工夫していくかが大切であることを物語っている。

2つ目には、そうした日常生活や国内外で起こっていること出来事に対して各々の立場補者や政党がどのような解決策を考え提起しているのか、またその実現可能性として実績を持っているかなどを比較し、検討できる場をもつことである¹³⁾。現代でいえば、戦争と

平和、国際外交、環境、経済などの問題に関心が高いと考えられる。各政党はとりわけ国政選挙が近づくと政策パンフレットや動画を発行・配信している。これらを使った授業を本格的に進めることである。高等学校教育における科目としては、探究を重視した科目としての位置づけに改訂した地理歴史、公民や総合的な探究の時間でこれらの学習を重視していくべきである。

3つ目には、請願権を学び、児童・生徒の意見表明権¹⁴⁾を学校教育においても明確に位置付け、実際の学校運営に活かしたり、地域や国内外に向けて発信したり働きかけたりする体験が積み上げられるように保障することである¹⁵⁾。

これらの授業や教育活動において大切にしなければならないことは、知識として学ぶにとどまらず、今回の改訂で重視している探究活動として、生徒自身が自分の問題意識で深めることを重視し、同時にその展開として生徒自身が意見表明・発信できる場を設けることである。そのことは、政治への直接参加としての請願権行使の体験に結びつくことになるからである。

(2) 裁判員裁判参加と学校教育

「18歳成人」の定義により、裁判員裁判の裁判員として選任されていく可能性も出てきている。

裁判員として司法を担うには、「より公正で、適正」な判断が必要となるとともに、「実効的な事件の解決を可能とする」示唆が要求される¹⁶⁾。18歳以上の者が裁判員になる可能性が出てきた今、学校教育ではそれにふさわしい力の育成が求められることになる。ここでも前述の「社会認識」の形成が必要であることは言うまでもない。しかし、司法を担うにはそれだけでは十分でない。「判断力」も伴って育成されることが必要とされる。

「より公正で、適正」な判断、「実効的な事件の解決を可能とする」示唆を提示できる力の育成は、日常生活における様々なトラブルに対処する話し合い活動の経験の積み重ねによって育成されるものと考えられる。「いじめ」「問題行動」「不登校・引きこもり」などの問題が日本では深刻である¹⁷⁾。これらの問題に対して、教員が事態改善に向けて道徳教育や生徒指導として適切かつ迅速に指導・支援にあたることは言うまでもないが、同時に生徒を傍観者にしない、共に暮らす仲間の抱える悩みとして一緒に考え合っていく姿勢に立てるようにしていくことが重要である。小学校・中学校・高等学校を貫いて、特別活動の第1目標(2)「集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。」とある。これを本格的に重視する必要がある。

しかし、この問題を本格的に進めるとなると、学校教育計画にゆとりがなくてはならない。なぜならば、小学校・中学校では標準時間数として明記されている年間35時間の特別活動の時間は、学校行事及び児童会・生徒会活動と合わせての時間である。しかも、トラ

ブルはいつ発生するか予測がつかない。次の特別活動の時間を待って話し合う間に深刻な事態になりかねない。学校教育活動全般で、災害等非常時及び不測のトラブルによる緊急時の事態にも適切に課題解決に当たれるだけの時間的余裕がなければ絵空事になってしまう。学習指導要領の策定においても、このことを踏まえた措置が必要であると考ええる。

なお、特別活動に示されている先の目標は学校内にとどまるものではない。トラブルは、授業時間外の部活動等での児童・生徒自身の自主的活動、家庭生活や地域活動等においても起こりうるものである。だからこそ、こうした解決方法がいつでも発揮できる生徒に育成することが大切なのである。

(3) 契約行為と学校教育

「18歳成人」が様々な可能性を拓く動きの中で、危険が心配される声もある。

その1つが消費者被害の拡大である。法務省HP「民法（成年年齢関係）改正 Q&A」でも、「よくある質問」として「Q5 消費者被害の拡大が懸念されていますが、どのような対策をとるのですか？」を取り上げている。20歳を成人としていた場合、18歳以上20歳未満の者は、保護者の同意を得ずに契約した場合に契約を取り消すことができた（未成年者取消権）が、「18歳成人」に改められてからはそれができなくなる。「Q & A」では、「若者に多い消費者被害を救済するための消費者法の改正」「相談窓口の充実」を上げている。これは若者に限定せずに行政としてすべき事柄ではあるが、とりわけ高等学校では「契約」という行為について深く認識できる教育がとりわけ重要であると考ええる。

その点で「Q & A」では、「消費者教育の充実（例：契約の重要性、消費者の権利と責任など）」もあげている。しかしこれでよいには疑問を持つ。「契約の重要性」という表現は契約する行為を推進するかのような印象を受けてしまう。そもそも論として大事にすべきは、「契約」と題した学習とし、契約という行為がどういうことなのかということの理解を深めることであり、その上で契約という行為を承認し行使するのかの判断ができるようにすること、契約する前には家族の他、専門的知識をもつ人に事前に相談するとよいことなどを理解させておく教育が必要である。

また、「消費者の権利と責任」という表現も、保護者の同意なく契約の権利が得られた一方で、自分で契約した以上は責任を果たさなくてはならないのだという印象を受けかねない。契約においては、契約内容を提示する側にとって少しでも有利になるような内容が含まれているものである。しかし、それを文面上で判断することは専門的知識を十分にもつ者でなければ誰でも困難である。結果として契約が不当であったと後で気づくことは誰にでもあり得ることである。その場合に消費者を守る制度があること、それを相談できる窓口があることで救済される。高校生にも万が一契約後に不当が分かった場合、クーリング・オフ制度（一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度¹⁸⁾）等の救済制度があることを理解させ、不当に気づいたら速やかに家族

に相談したり、専門的知識をもつ人に支援してもらったりすることなどを理解させる教育が必要である。その点では「消費者としての権利（万が一の場合の救済制度など）」の学習とすべきである。

(4) 家庭生活と学校教育

「18歳成人」が認められた今、居住の自由の権利も得たことになる。保護者の同意がなくとも、独立して住むことも可能になるということである。

そのような状況になれば、1つには一層の家庭生活を営む上での自立が求められることになる。生活の自立は「衣食住」ということばで表現されている。小学校低学年生活科の家事を見つめる学習を起点とし、家庭科教育における生活自立のための様々な実習も重視しながら、改めて家庭生活を営む力の育成が学校教育で求められることになる。

2つ目は経済的自立が求められることになる。18歳に達した者がいきなり別居して生活することは難しい。なぜならば、住宅費、高熱水道費、食費、その他の生活費等の一定部分は保護者の支援を必要とすることになるからである。独立して生活するとなると、どのような費用が必要となるのか、シュミレーションする学習が必要である。なお、独立した場合、婚姻等により子育てが必要となる場合がある。その場合、夫婦でいかに収入を得て、子どもも含めた必要経費を支払うことになるのかもシュミレーションしておく必要がある。また、経済的な自立は、すべて自己責任ととらえるのではなく、家庭生活や家計が破綻する事態になった場合の相談窓口や救済措置があることを、権利として学んでおくことも経済的自立を促す学習として必要であると考え。家庭科学習の中で位置づけてみたい。

3つ目は、自身が住む家庭を「社会の中の家庭」として認識できる学習も大切であると考え。近年、地域コミュニティが失われてきていることが指摘されている¹⁹⁾。住環境の影響も少なくないと推察できるが、「社会の中の家庭」を認識できる教育の機会が十分でないことも要因の1つであると考え。ごみの出し方などのルールを守ること1つをとっても、自身の都合だけしか意識できていない住民であればルール無視ということになる。しかし、ルールを守ってゴミ出ししている家庭であれば、「社会の中の家庭」を意識していることになる。新たな科目公共は特にこの点に着目して創設されたと言える。

しかし、「社会の中の家庭」を「自助、共助」の視点でとどめてはならない。公的機関の役割として、我が子をのびのび遊ばせたいと考えての公園・児童館等公共施設の利用、子育てや夫婦関係に悩んだ時の地域の相談機関の利用など、地域とつながり活用することで、一層豊かな子育てができることを認識できる教育が大切である。「地域改善・社会改善計画」に結びつくように、総合的な学習の時間や政治経済等の内容の充実にも努める必要がある。

4つ目に、保護者からの独立は新たな家庭の誕生を目的とするケースも想定される。民

法の改定により男女ともに18歳以上をもって婚姻が認められることになった。女子にとっては16歳から引き上げられたことになるが、この改定が新たな関心と呼び、18歳をもって結婚を希望する生徒が出てくることは十分考えられる。その場合、「結婚することでの生活の変化」を家庭科学習として深めておくこととともに、互いの心身を大事にしていく観点での異性の交わりについての理解を保健体育科学習で深めておくことも必要である。特に近年は女性へのDV被害が問題となっている。避妊も含めて互いの心身を大切にした交わり方を学習の中に位置づけていくべきである。

(5) 進路選択と学校教育

文部省（当時）が「職業教育」「職業指導」「進路指導」と呼んでいたものを、1999年の中央教育審議会（以下審議会と略す）答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」で初めて「キャリア教育」という文言を使用した。それを受けて設置されたキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議は、2004年に報告書「児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるために」を発表した。そこでは、改めて用語の整理を行い、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」として明確に定義づけて、キャリア教育推進の意義を示した。文部科学省（以下文科省と略す）は2006年には小学校・中学校・高等学校教員向けにそれぞれの『キャリア教育推進の手引き』を発行して全国での活用を通しての推進を図るとともに、2008年には小学校及び中学校、2009年には高等学校の学習指導要領が改訂され、キャリア教育が目指す目標や内容が盛り込まれた。

また、2009年には文科省の委嘱による調査研究協力者会議として置かれた子どもの徳育に関する懇談会の中で、新井浅浩氏（城西大学大学院経営学研究科教授）がイギリスのシティズンシップ教育を紹介している。ここから「シティズンシップ教育」の重視が学校教育に導入されていくようになる。「シティズンシップ教育」はその後「主権者教育」とされていく。

さらに、2015年、「国連総会で持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）」が承認されたことを受け、環境教育と絡ませてSDGs推進のための教育活動も行われている。

いずれも、先進国の動向も踏まえて学校教育の充実を図ろうという意図で進められている試みではあるが、就労と主権者としての生き方、持続可能な開発のあり方を考えた生き方とが、それぞれバラバラに取り組まれている感がある。その要因は、個別対処的な着眼点で現代社会の問題点を見ているからである。もちろん現代社会における個別的対処は絶対的に必要である。しかし、改善の歩みが遅いのは、現代を創ってきた過程での利害が絡んできたからである。「18歳成人」を踏まえた今、大切なのは「どのような未来社会を個々の生徒が思い描くか」ではないだろうか。「18歳成人」を含む若者は、年齢を重ねた世代

が背負ってしまっている利害に必ずしもとらわれない。

「どのような未来社会を個々の生徒が思い描くか」は、選挙権を得た「18歳成人」に与っての投票の際の判断になるとともに、環境を含めた社会づくりの指標、そのために自分の個性をどう生かしていけるかという就労観・職業観・進路観となっていくからである。この学習にあたっては総合的な探究の時間で取り扱われることが期待される。

(6) 相談窓口の充実

「18歳成人」を定義した民法改定後の文部科学省から各学校に送付された文書を見ても、当初予測していなかった事態が明らかになり、混乱を避ける、最小限に防ぐために取り急ぎその対処について指示したことが窺える。初めての取り組みには当初予期しなかったことが起こり得る。ゆえに、新たな取り組みを提起する際には事前に幅広い関係者から意見聴取しておき、それを踏まえてまとめ、提起していくことが重要であるが、それでも予期せぬ事態が起こり得る。

民法の改定で最もそれが起こり得るのは学校である。そのことを踏まえて、1つには学校からの相談にしっかり応える体制を教育委員会や関係省庁等が整備しておくことと共に、もう1つには学校内外に児童・生徒・保護者向けの相談窓口を充実させることである。特に後者の場合、「親権の同意を得ないで契約できる」こと、「親権の同意を得ないで」18歳に達した在学生在が判断・行動すること等によるトラブルが想定される。これらには学校関係者に知られたくない事情が含まれることが多い。そのためにも、学校関係者とは独立した立場にあるスクール・ソーシャルワーカーを増員したり、学校外の無料の相談窓口が利用・紹介できるようにしたりするなど、可能な限り即座に相談・対応できる体制を整備しておく必要があると考える。

【参考文献・資料】

- 1) 法務省発行高校生向けパンフレット『2022年4月1日から、成年年齢は18歳になります。』p.2にも、当時のOECD加盟国の中で20歳を成人としていたのは日本とニュージーランド、19歳で韓国のみで、他の加盟諸国はすでに18歳としていたことが紹介されている。
- 2) 全国民主主義教育研究会編『18歳からの選挙Q & A』（2015年 同時代社）のpp.42-45では、イギリスは1969（昭和44）年、アメリカでは1971（昭和46）年、ドイツとフランスでは1974（昭和49）年にすでに18歳選挙権及び国によっては同時に成年年齢も引き下げられていることが紹介されている。

- 3) 当時の内閣は憲法改定に強い意欲を見せており、そのための国民投票法の改定を急いでいた。そのため、公職選挙法の改定が先んじて行われた。
- 4) 法務省「少年法が変わります！」でその概要を知ることができる。一方で、日本弁護士連合会及び各弁護士の主張も受けて日本弁護士連合会の荒中会長は「現行少年法の内容を大きく後退させるもの」として、2021（令和3）年5月21日に同法改定を批判する「声明」を発している。
- 5) 法務省「民法（成年年齢関係）改正Q & A」の「Q5」として「消費者被害の拡大が懸念されていますが、どのような対策をとるのですか？」が「よくある質問」とされている。この他、内閣府男女共同参画局『共同参画』（2021年9月号）では、「成年年齢引下げとAV出演強要問題・JKビジネス」問題＜キュアタイム等に相談を！＞」を特集1として掲載している。
- 6) 先の「民法（成年年齢関係）改正Q & A」の「Q6」で「養育費はどうなるのですか？」について解説している。従前の20歳までの養育費の支払義務が短縮される懸念が「よくある質問」としてあることの証左である。また、児童養護施設及び児童家庭支援センターを運営している社会福祉法人旭児童ホーム理事長の伊達直利氏は「一般家庭の子供がおおよそ大卒の二十二歳あたりに家庭から離れて自分で生計を営んでいく、自立を遂げるということを考えるとすれば、（筆者中略）社会的養護がこの子たちに対して過早な自立を強いているんだというふうに御理解いただきたい」「少なくとも二十二まできちんと援助し続けるという体制が必要」と再考を促す意見を述べている（2018年5月15日第196回国会法務委員会第12号）。
- 7) 総務省ホームページ「国政選挙における年代別投票率について」を参考にした。
- 6) 文部科学省初等中等局参事官（高等学校担当）付作成資料「高等学校の現状について」2021（令和3）年3月を参考にした。
- 8) 川合章「人格の発達と社会認識」（川合章編シリーズ『子どもの人格と学力』1987年労働旬報社 pp.148-150）
- 9) 総務省ホームページ「各地方公共団体等の主権者教育の取組状況」を参考にした。
- 10) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ第2回会議（2015年12月8日）提出資料6「総合的な学習について」によれば、高等学校全日制普通科で「福祉・健康」46.7%、「国際理解」44.2%、「環境」43.9%、「まちづくり」、14.9%の実施率にとどまっていることが分かる。
- 11) 広辞苑によれば、「知識」は「ある事項について知っていること。また、その内容。」と定義されている。対して「認識」は「物事を見分け、本質を理解し、正しく判断すること。また、そうする心のはたらき。」と定義している。学習指導要領では「3つの資質・能力」の1つ目として「知識・技能」をあげているが、筆者は「物事を深く理解し判断しうる力」として「認識」にまで高めていくことが必要であると考えている。

- 12) 鎌倉博「18歳選挙権を踏まえた学校教育における政治教育」(名古屋芸術大学研究紀要第42巻2022年pp -)では、政治を「日常生活や社会で起こっている出来事」で捉えて、そこから見える事柄を考えていくことから政治教育していくことの重要性を提起している。2022年3月21日付中日新聞では、「社会課題10分野高校生が解決策」として、2030年を展望した課題解決策を考える探究プログラムの発表会の様子を報じている。
- 13) 杉浦真理著『シティズンシップ教育のすすめ』(2013年 法律文化社)では、著者自身が高等学校及び大学の授業で「シティズンシップ教育」として取り組んだ実践が豊富に紹介されている。
- 14) 1989(平成元)年11月国連総会で採択され、1994(平成6)年4月に日本も批准した「子どもの権利条約」第12条には「1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」とある。
- 15) 「高校生の請願活動」でインターネット検索すると、高校生が「選択的夫婦別姓導入」の請願を宇治市議会に(2022年3月11日京都民報道web)、「交通費助成」の請願を倉吉市議会に(2021年12月21日NHKWEB特集)請願している等の事例がすでに見られる。
- 16) 司法制度改革審議会意見書「21世紀の日本を支える司法制度」(平成13年6月12日)の中の「第3 21世紀の司法制度の姿 2. 21世紀の司法制度の姿 (1)」を参考にした。
- 17) 国連子どもの権利委員会は、2019(平成31)年2月1日付で第4回・第5回日本政府報告についての総括所見を発表した。その指摘を受けて同年2月25日に日本弁護士連合会の菊地裕太郎会長名で、「差別」「子どもの意見の尊重」「体罰」における改善が十分でないことを真摯に受け止めて、関係省庁が適切な対応を早急に行うべきとの「声明」を発表している、
- 18) 独立法人国民生活センターホームページで「クーリング・オフってなあに？」を紹介している。
- 19) 公益財団法人東北活性化研究センター「人口減少時代の地域コミュニティに関する調査研究書」を発表している(2016年3月)には地域コミュニティの衰退の状況が統計等でも示されている。